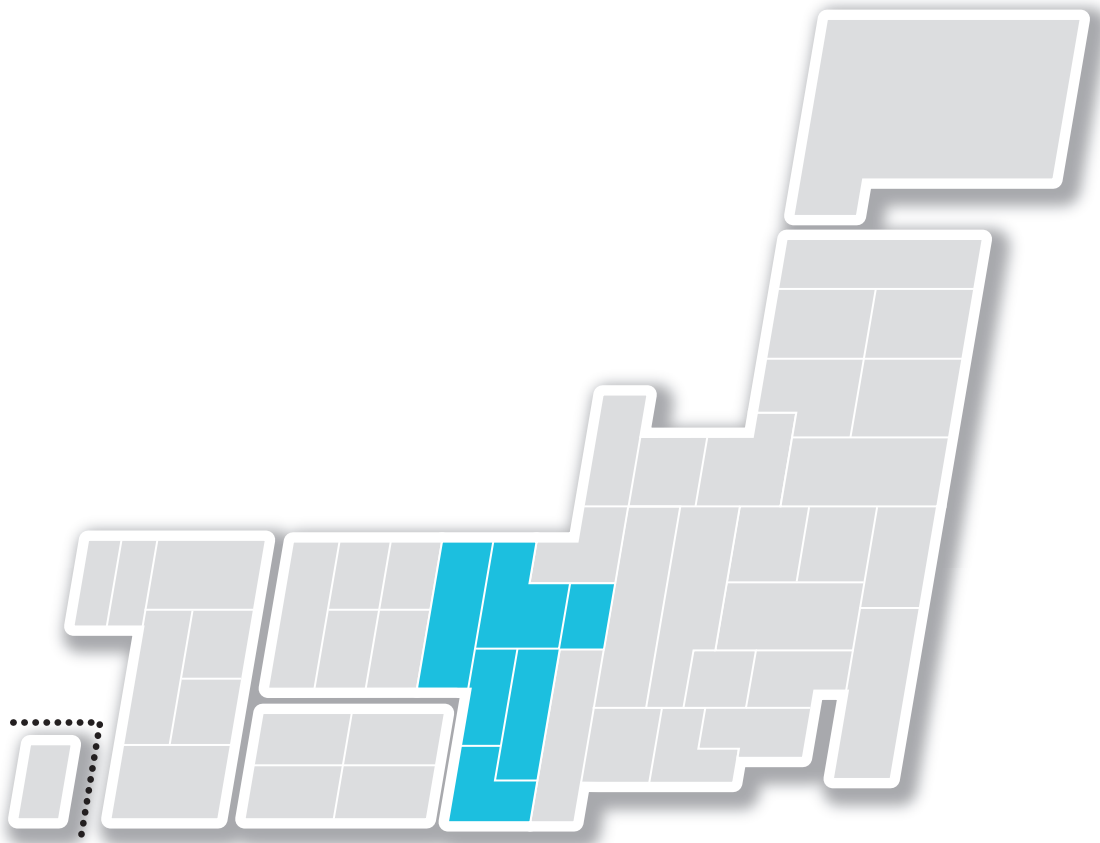

近畿 の市町村事例



事例

事例 番号	都道府県	自治体	中核機関・権利擁護センター等名称	ページ
30	滋 賀 県	彦根市	彦根市社会福祉協議会	P.171
31	京 都 府	京都市	京都市成年後見支援センター	P.175
32	大 阪 府	大阪市	大阪市成年後見支援センター	P.179
33	兵 庫 県	たつの市、他	西播磨成年後見支援センター	P.183
34	兵 庫 県	芦屋市	芦屋市権利擁護支援センター	P.187
35	和歌山県	白浜町	白浜町成年後見支援センター	P.191

ポイント解説一覧

	テーマ	ページ
4	中核機関を広域設置するときのパターン	P.198

コラム一覧

	テーマ	ページ
10	包括的な支援体制の構築と権利擁護支援 同志社大学社会学部 永田 祐	P.195
11	医療関係者との連携 千葉大学社会精神保健教育研究センター 五十嵐 禎人	P.196
12	中核機関における弁護士役割 弁護士 福島 健太	P.197

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	滋賀県彦根市	区分	単独・委託（社協）
キーワード	既存組織の活用、上位計画を利用した調査・計画策定、対象別の広報		

介護保険事業計画と合わせたニーズ調査の実施

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	112,883人
面 積	196.87km ²
高齢化率	24.7%
地域包括支援センター	6か所
日常生活自立支援事業利用者数	79人
障害者相談支援事業所	10か所
療育手帳所持者数	1,233人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	955人

（2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018（H30）年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
256人	210人	36人	10人	—

（2019年9月末時点、大津家庭裁判所彦根支部管内数）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	7件	12件	12件	4件
内 高 齢 者	6件	0件	9件	3件
障 害 者	1件	12件	3件	1件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
—	—	—	—

（2018（H30）年度末時点）

3. 事例のポイント

▶市の介護保険事業計画に相乗りし、

ニーズ調査を実施

市が「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定するため、市内の高齢者約4000名に対するアンケート調査を実施する機会をとらえ、同時に成年後見制度に関する調査を実施。成年後見制度利用促進基本計画は令和2年度に法定計画等に盛り込む予定。

▶成年後見制度認知度の改善にむけた

広報・啓発の取組

成年後見制度の認知度が約20%という状況の中、どのようなときに制度利用を検討いただくか、ケアマネ向け、包括向け、市民向け、民生委員向け等、対象をしばった研修を展開。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知
調整	他制度との連携
市町村長申立	相談受付の工夫
市民後見人養成	受任調整会議
法人後見	推薦 後見人候補者
活用	親族申立の 相談・支援
補助・保佐の	親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
個人情報の 取り扱い	意思決定支援
連携	協議体、合議体 の設置
当事者団体との 連携	家裁との連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2015（H27）年	市が彦根市権利擁護サポートセンターを整備。 Point 1
2018（H30）年	社協が彦根市権利擁護サポートセンターを受託。
2019（R1）年	「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定する機会に、成年後見制度に関する調査を実施。 Point 2
2020（R2）年	成年後見制度利用促進基本計画を法定計画に包含する形態で策定予定。



POINT

Point 1

権利擁護に係る相談件数が増加傾向にあるなか、専門の相談機関である権利擁護サポートセンターの設置については担当課内で以前から検討されてきました。支援者に対して実施したアンケート調査においても「成年後見に係る専門機関は必要である」との回答が8割以上あり、滋賀県内で湖東圏域については権利擁護専門の相談機関が無かったことから、2015（H27）年に、彦根市ではじめて権利擁護サポートセンターを設置しました。運営形態は当初から委託の形をとっており、2018（H30）年度からは、彦根市社会福祉協議会にセンター運営を委託しています。

Point 2

市が委託する権利擁護サポートセンターにおいて、成年後見制度に関する広報・啓発活動や、相談対応、後見申立支援、地域の権利擁護支援の担

い手の養成等、すでに中核機関が担うべきとされる機能は一定有しています。

今後成年後見制度利用促進基本計画の策定時に行うニーズ調査に基づき、中核機関としての支援機能をさらに展開していけるよう、検討を行う予定です。

自治体と権利擁護サポートセンターの連携・分担はどのようにされていますか？

権利擁護サポートセンターでは、広報・啓発、権利擁護に関する相談の解決支援、成年後見制度の利用支援等を担っています。

行政は、主に市長申立てに関すること、利用支援事業に関すること、成年後見制度利用促進計画の策定に関すること等を行います。

なお、対応が困難なケースについても共に動くことがあります。



Ⅲ. 彦根市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

現体制は、2018（H30）年度から、社協への委託で権利擁護サポートセンターを整備しています。

担当者は、市社協の職員3名（うち2名が社会福祉士、精神保健福祉士）です。

彦根市権利擁護サポートセンターでは、主に以下の事業を実施しています。

・権利擁護に関する相談の解決支援

専門職・関係団体と協力し、虐待や消費者被害、成年後見など権利擁護に関する相談の解決を支援。

・成年後見制度の利用支援

成年後見制度に関する相談対応、必要に応

じ、家庭裁判所に提出する申立て書類の作成をサポート。

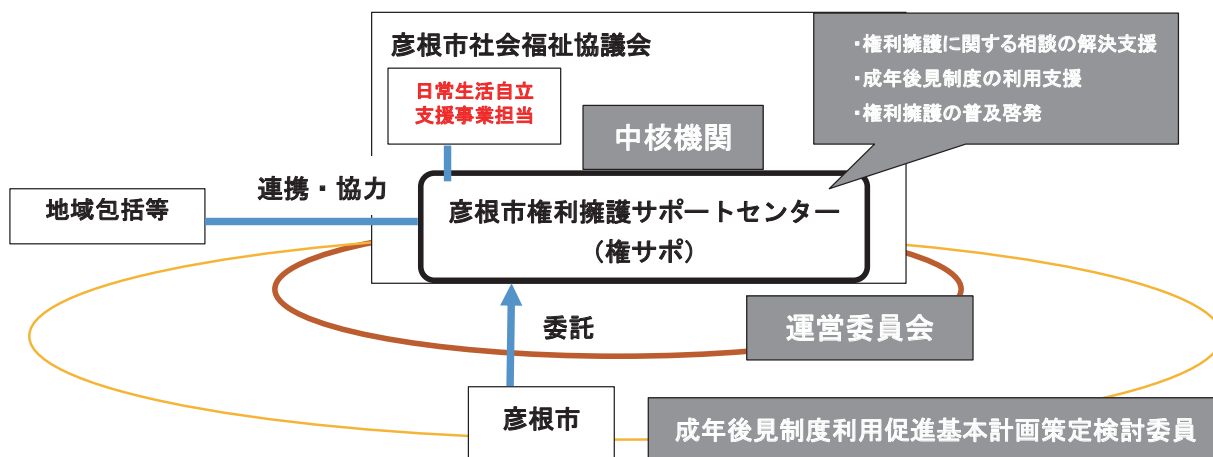
・権利擁護の普及・啓発

権利擁護に関する出前講座の実施、パンフレットの作成・配布。

センターの運営委員会には、専門職団体、行政職員等が委員となっています。

新たに市が立ち上げた成年後見制度利用促進基本計画策定検討委員会にも、運営委員会に関わる専門職が委員として参加するとともに、高齢者、障害者関係団体が参加、ニーズ調査や計画策定のプロセスについて検討を行っています。

彦根市権利擁護サポートセンター体制図



2. 市の介護保険事業計画策定の機会に合わせて、ニーズ調査を実施

彦根市では2020（R2）年度に、「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定することが予定されており、2019（R1）年度に市内の高齢者約4000名に対するアンケート調査を実施することになりました。市の介護福祉課では、この機会に合わせて、同計画の調査時に、成年後

見制度に関するニーズ調査を実施しました。

2020（R2）年度に策定する成年後見制度利用促進基本計画は、法定計画である「第8期彦根市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「第4期彦根市障害者計画」、「第6期彦根市障害福祉計画」等に反映する予定です。

3. 低い制度認知度の改善にむけた広報・啓発の取組

過去のアンケート調査において、市民における成年後見制度の認知度は約20%という状況でした。

まずは「どのようなときに権利擁護サポートセンターに相談いただくか」「成年後見制度の利用を検討いただくか」、という観点での広報・啓発の取組に重点を置き、ケアマネ向け、包括向け、市民向け、民生委員向け等対象別の研修を展開しています。

権利擁護サポートセンター(権サポ)は、こんな機関です

- ◆高齢者・障がい者の権利擁護についての相談窓口
- ◆成年後見制度の利用についての相談窓口
- ◆福祉や医療などの専門職が困ったときの相談窓口
- ◆後見人等として活動されている方(親族・専門職)の相談窓口

※「専門職」とは、「その人が人らしく生活する権利を守る」ことです。

【権サポへの相談のイメージ】

〇市民さんの場合
「親の金銭管理に不安が…」
「自分の将来どうしよう?」など

〇専門職の場合
相談者さん、患者さんの生活や財産をどう守ればよい? など

〇後見人等(親族)の場合
「親の後見人になったけど、何をすればいいの?」
「報告書」はどう書けばいいかわからない…」など

〇後見人等(専門職)の場合
「本人さんの生活のため、いろんな支援者さんとながりたいなあ…」など

彦根市権利擁護サポートセンターは
ご高齢の方や障がいのある方が、その人らしく、住み慣れた彦根の街で暮らし続ける権利を守る(=権利擁護)お手伝いをしています!!

権利擁護に関する相談の解決支援
関係機関や団体と協力し、権利擁護に関する相談(虐待や消費者被害、成年後見など)の解決を支援します。

成年後見制度の利用支援
成年後見制度に関する相談をお受けします。必要に応じ、家庭裁判所への申立て書類の作成をサポートし、申立がスムーズにできるよう支援します。

権利擁護の普及・啓発
権利擁護に関する出前講座をお受けします。またパンフレットなどを作成し、権利擁護の大切さを広めます。

担当者より

成年後見制度の利用に向けて関わる関係者は、地域に数多くおられます。まずはいろいろな関係者と話をしていくことが大切だと思います。成年後見制度利用促進に向けた各種手引きの事例やポイント等も参考になりますが、関係者と話をする中で「ハッ」と気づくことが多々ありました。

これから、ニーズ調査からどのような課題があるのか把握をして、関係機関と連携をとりながら計画策定に取り組んでいきたいと思っています。



■参考URL 連絡先

彦根市保健福祉部介護福祉課
TEL：0749-23-9660

彦根市社会福祉協議会
彦根市権利擁護サポートセンター
TEL：0749-22-2855

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	京都府京都市	区分	単独・指定管理者制度 (社協)
キーワード	計画、成年後見制度利用支援事業の活用		

政令市が計画策定を機に成年後見支援センター機能を拡充

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	1,466,264人
面 積	827.83km ²
高齢化率	28%
地域包括支援センター	61か所
日常生活自立支援事業利用者数	834人
障害者相談支援事業所	15か所
療育手帳所持者数	16,349人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	17,740人

(2018年度末時点)
(人工と高齢化率は2019 (R1) 年10月1日時点)
(日常生活自立支援事業利用者数は2018 (H30) 年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数（概要）

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
3,836人	2,735人	801人	241人	59人

(2018 (H30) 年12月末時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	102件	123件	104件	42件
内 高 齢 者	85件	96件	93件	40件
内 障 害 者	17件	27件	11件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
108人	48人	14人	29人

(2018 (H30) 年度末時点)

3. 事例のポイント

▶包括、区、社協等との連携による

権利擁護支援体制

政令市である京都市では、権利擁護相談において、各区役所・支所で適切な検討・判断ができるよう支援。日自からの円滑な移行のための連携を実施。

▶計画策定を機に成年後見支援センターを

中核機関に位置付け

2018 (H30) 年度、市町村地域福祉計画と成年後見制度利用促進計画を一体的に「京・地域福祉推進指針」として策定、新たに「チーム」への支援と「協議会」の設置に取り組む。

▶市長申立て支援、成年後見制度利用支援事業等の整備

市が、市長申立てが必要と判断した案件の主な事務手続きをセンターで実施。成年後見制度利用支援事業の報酬助成があり、制度利用が推進される。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	相談・支援 親族申立の
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	バックアップ・ モニタリング
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2001（H13）年	身寄りのない方への市長申立てを開始、申立て時における後見人等候補者の調整を開始。
2005（H17）年	利用支援事業（報酬等助成）開始（市長申立て分のみ）。
2012（H24）年	京都市成年後見支援センターを設置。 Point 1 利用支援事業（報酬等助成）において、市長申立て分以外も対象とする。 市民後見人の養成開始。
2013（H25）年	市民後見人が後見人等として選任開始。
2018（H30）年	京都市における成年後見制度利用促進計画（京・地域福祉推進指針）策定。 Point 2



POINT



Point 1

京都市が長寿すこやかセンターの指定管理者に京都市社協を指定した際のメニューの一環に、成年後見支援センターの運営が含まれていました。

事業項目は以下のとおりです。

- 1 相談・利用支援
- 2 広報啓発
- 3 市民後見人の養成・活動支援
- 4 市長申立てに関する業務
- 5 関係機関との連携

なお、指定管理事業とは別に、京都市社協では法人後見事業を実施しています。



Point 2

京都市における成年後見制度利用促進計画（京・地域福祉推進指針）は、京都市高齢者・障害者権利擁護ネットワーク連絡会議および運営会議に諮り、地域福祉計画の策定を審議する京都市社会福祉審議会（地域福祉専門分科会）と連携して策定されました。

計画に基づき、次の取組を開始することとなりました。

○「チーム」への支援

認知症高齢者等の生活を日常的に支える地域の方や専門職等の「チーム」に対し、成年後見制度の利用に係る問題について、弁護士、司法書士、社会福祉士からの専門的助言が得られる仕組みを構築しています。

○「協議会の設置」

「チーム」への支援や、この支援を通じて見えてきた地域課題、支援の状況等を共有し、今後の取組を検討、関係機関の連携強化をはかる「協議会」を設置しています。

Ⅲ. 京都市における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

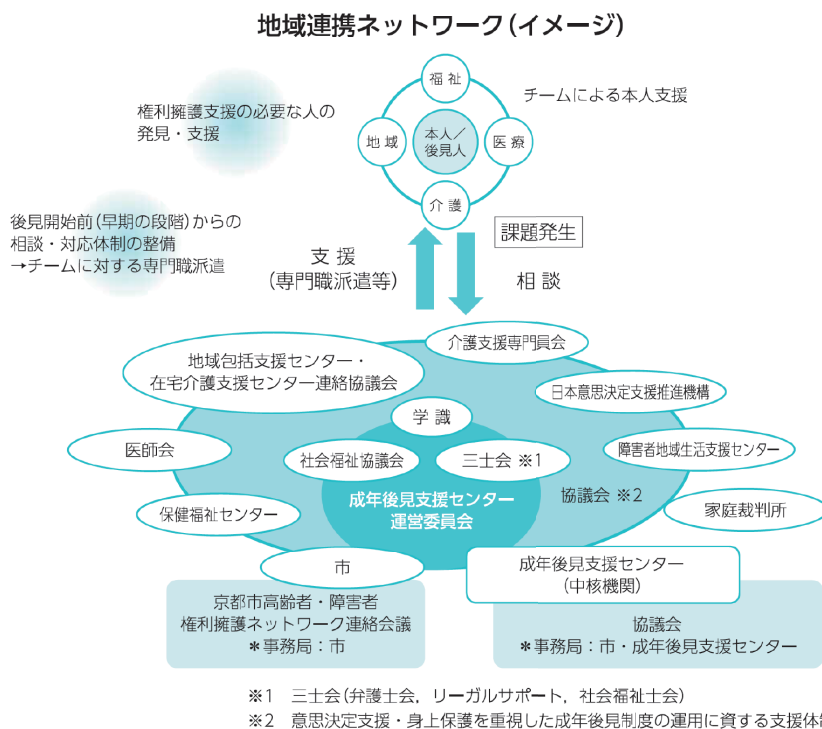
指定管理者制度により、京都市長寿すこやかセンターの指定管理者を京都市社協に指定、実施業務に成年後見支援センターの運営を含めています。そのセンターを中核機関とすることにより、整備を行いました。

担当者は、市社協職員10名（所長、部長、副部長、職員4名、契約職員3名）です。

センターには、学識経験者、社協、市、専門職団体等から構成される「成年後見支援センター運営委員会」（2か月に1回）が設置されています。

成年後見制度利用促進計画の策定を受け、新たに医療関係者や保健福祉センター、地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会、障害者地域生活支援センター等、幅広い構成による「協議会」を整備しました。協議会にはオブザーバーとして家庭裁判所も出席しています。

協議会では、「チーム」への支援や、支援を通じて見えてきた地域課題、広報・相談支援の状況等を共有し、今後における取組の検討、関係機関間の連携強化を図っています。



出典：京・地域福祉推進指針（2019年3月）より

2. 包括、区、社協等との連携による権利擁護支援体制

政令市である京都市では、権利擁護相談において、各区役所・支所で適切な検討・判断ができるよう、年度はじめに区の職員への研修が行われて

います。

また、検討における判断基準を示したマニュアルを作成し、活用しています。

3. 市長申立て支援、成年後見制度利用支援事業等の整備

京都市では、平成13年度から、市長申立てを開始し、候補者の検討を行っています。

現在、市が必要と判断した案件の書類の作成や主な事務手続きについては、成年後見支援センターで実施しています。

また、成年後見制度利用支援事業の報酬等助成が市長申立て案件以外にも適用可能となっているため、被後見人等が負担する費用が軽減され、成年後見制度の制度利用や、日常生活自立支援事業

等、他の事業からの移行についても、費用面についてはスムーズに移行しやすい条件が整備されています。

京都市では、生活保護世帯とそれ以外の世帯で市長申立ての窓口が異なっていたところ、これを成年後見支援センターに一本化しました。市長申立てに係るノウハウをセンターに蓄積させるとともに、手続きを迅速化させ、より多くの方に制度を利用いただく支援を行います。

4. 中核機関としての今後の取り組み

中核機関となった成年後見支援センターでは、「チーム」支援、「協議会」設置に加え、今後、力を入れる取組として、以下を挙げています。

- ・市長申立ての窓口一本化
- ・日常生活自立支援事業からの円滑な移行
- ・入院等の際の身元保証の取扱い

また、日常生活自立支援事業からの円滑な移行については、従来からの取組をより一層強化し、補助人・保佐人が必要とされる段階から、適切な制度利用につなげています。

担当者より

センターができると、担当者だけで悩むのではなく、相談先ができます。相談対応を行う区役所はいつも悩んでおり、サポートするセンターの存在・効果は大きいです。

日自の担当は、この仕組みをうまく使うことで支援の組み立てが変わり、難しい課題の解決につながると思います。

最初は小さく生んで広報・相談から入り、支援を広げるイメージではないでしょうか。



■参考URL 連絡先

京都市健康長寿のまち・京都推進室
介護ケア推進課
TEL：075-213-5871

京都市保健福祉局障害保健福祉推進室
TEL：075-222-4161

京都市成年後見支援センター
TEL：075-354-8815

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	大阪府大阪市	区分	単独・委託
キーワード	既存のセンターを中核機関化、チーム支援（専門職派遣相談等）、受任調整		

成年後見支援センターを機能強化して中核機関整備

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	2,728,981人
面 積	225.3km ²
高齢化率	25.7%
地域包括支援センター	66か所
日常生活自立支援事業利用者数	3,078人
障がい者相談支援事業所	24か所
療育手帳所持者数	27,350人
精神障がい者保健福祉手帳取得者数	36,122人

（平成30年度末時点・利用者は平成30年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
5,073人	3,890人	807人	248人	128人

（平成30年12月末時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	213件	224件	235件	81件
内 訳	高齢者	184件	190件	193件
	障がい者	29件	34件	42件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
486人	207人(現在93人)	—	—

（平成31年3月末時点）

3. 事例のポイント

▶既存の成年後見支援センターの強化

平成18年、地域福祉の推進に向けて立ち上がった後見の支援の研究会から取組みが始まり、大阪市社会福祉協議会（以下「市社協」という。）を受託者とする大阪市成年後見支援センター（以下「センター」という。）を立上げ。平成30年に地域福祉基本計画と一体的に市町村計画を策定。センターを中核機関と位置付け、さらに機能を強化した。

▶協議会の設置・運営

専門職団体や関係機関の協力・連携強化と地域課題の検討・調整・解決の場となる「総会」と、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関に期待される機能別の「部会」から構成される「協議会」を設置・運営。

既存機関の活用

計画の策定

条例の制定

取組
定住自立圏域

支援検討
アセスメント・

広報・相談
窓口周知

調整
他制度との連携

相談受付の工夫
相談受付け

市町村長申立

受任調整会議

市民後見人養成

推薦
後見人候補者

法人後見

相談・支援
親族申立の

活用
補助・保佐の

親族後見人支援

任意後見制度

モニタリング・
バックアップ

取り扱い
個人情報の

意思決定支援

連携
都道府県等との

協議会、合議体
の設置

連携
当事者団体との

家裁との連携

不正防止（効果）

連携
専門職団体との

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

1. 市民後見人育成事業を中心とした取組みから機能を拡大

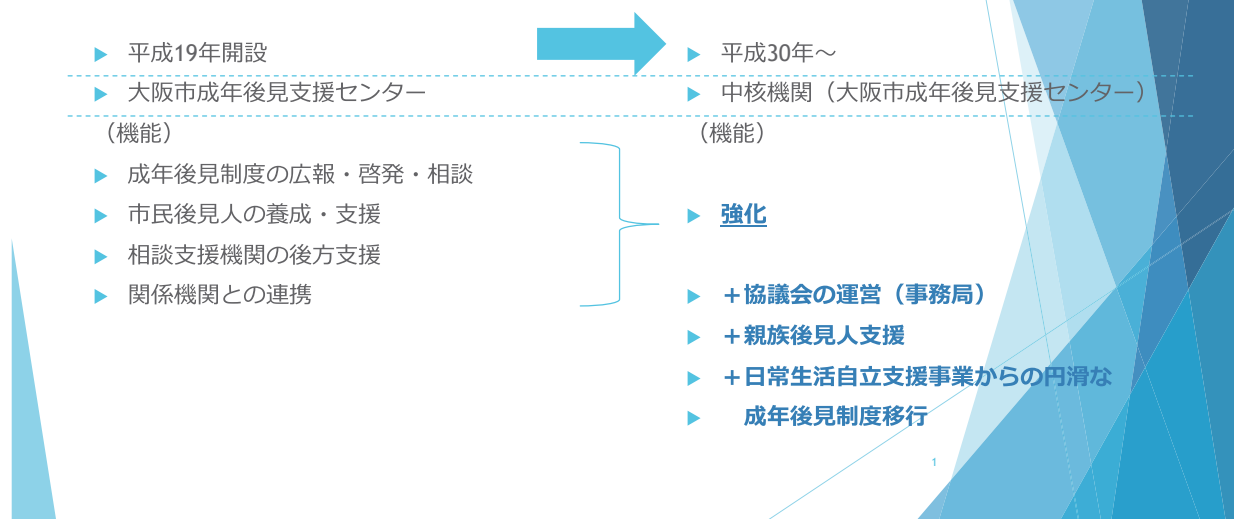
単身高齢者世帯・生活保護受給者・日常生活自立支援事業利用者が多い大阪市では、高齢者、障がい者等の積極的権利擁護（虐待等の権利侵害からの保護や最低限度の生活の確保にとどまらない、本人らしい生活、住み慣れた自宅で最後まで暮らしたいという願いの実現）の必要性を早くから認識し、岩間伸之大阪市立大学教授を座長とする研究会で、「成年後見制度を、財産管理を中心とした私法上の仕組みとしての位置付けにとどまらせることなく、地域における暮らしを支える社会保障的な制度としての需要に応えるものとするために、福祉行政が牽引力を発揮すべきである」と整理したことから、大阪市における取組みが始まりました。

具体的には、平成19年に大阪市成年後見支援センター（以下「センター」といいます。）を設置し、設置主体である大阪市から市社協に対して、

①成年後見制度の広報・啓発・相談、②市民後見人の養成・支援、③相談支援機関の後方支援、④関係機関との連携の4機能に関するセンター事業を委託しました。特に②については、この制度を利用する本人と同じ「市民」という身近な立場で支援する市民後見人をセンターが専門職の協力のもと全面的に支援し、地域福祉の担い手として「無報酬・単独受任」を特徴とする大阪モデルとでもいうべき市民後見人活動を展開してきました。

その後、平成30年3月に、地域福祉基本計画と一体的に市町村計画を策定し、成年後見制度利用促進に関する施策の方向性を定めるとともに、センターを中核機関とし、これまでの機能の強化に加え、⑤協議会の運営（事務局）、⑥親族後見人支援、⑦日常生活自立支援事業からの成年後見制度への円滑な移行の各機能を追加しました。

既存の成年後見支援センターを強化



Ⅲ. 大阪市における中核機機関整備の効果

1. 協議会の運営について

⑤の協議会は、(ア)総会と(イ)部会から構成されています。(次ページ図表)

(ア)総会は、関係機関と連携する機能を持ち、(a)専門職団体や関係機関の協力・連携強化に係る協議と、(b)地域課題の検討・調整・解決の場として位置付けています。

(イ)部会は、権利擁護支援の地域連携ネットワーク及び中核機関に期待される機能ごとに、(a)広報部会、(b)相談部会、(c)制度利用促進部会、(d)後見

人支援部会を設置し、これらの部会において、専門相談のための専門職派遣の実施、家庭裁判所との調整、成年後見制度に関する研修実施やマニュアル策定等、専門的知見から各種支援を行う具体的な取組みを検討・実施するとともに、(e)点検・評価部会を設置し、市町村計画の取組状況を点検・評価することとしています。(a)～(d)の各部会は、それぞれ年2回程度開催しています。

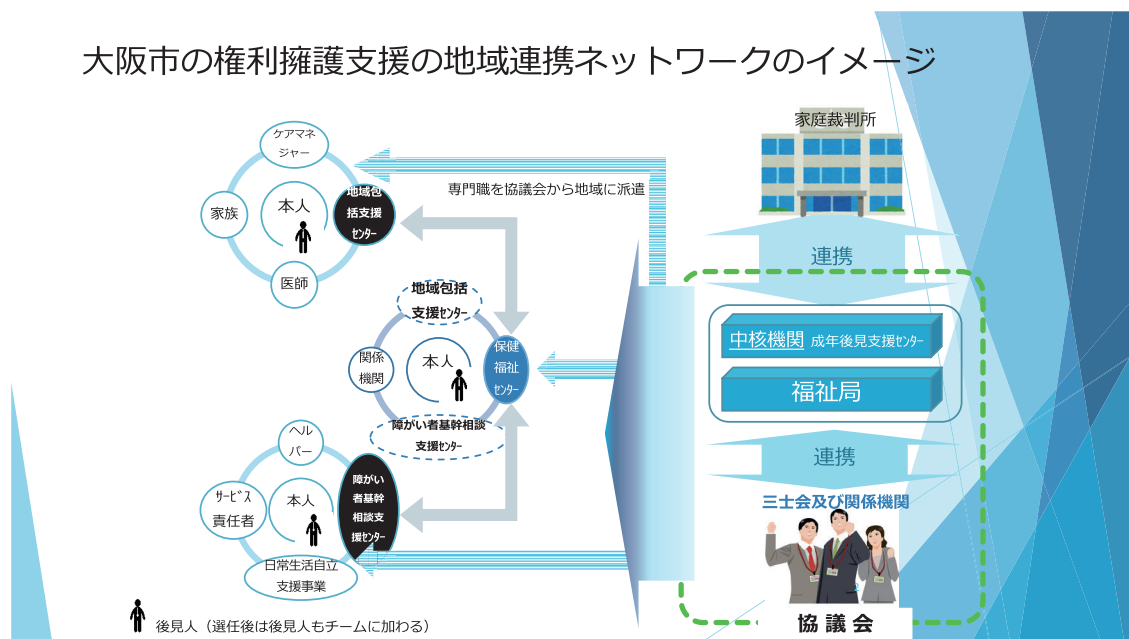
2. 専門職派遣による専門相談の実施

中核機関整備前の権利擁護相談は、相談機関の担当者がセンターに来所する形だったため、地域に支援ノウハウが還元されないという課題がありました。この課題を解決するため、平成30年度からは、アウトリーチ相談（派遣型相談）の仕組みを作り、地域で本人を中心として形成される「チーム」に対する支援として、チームの要である権利擁護の相談窓口が、助言を得たい場合に専門職

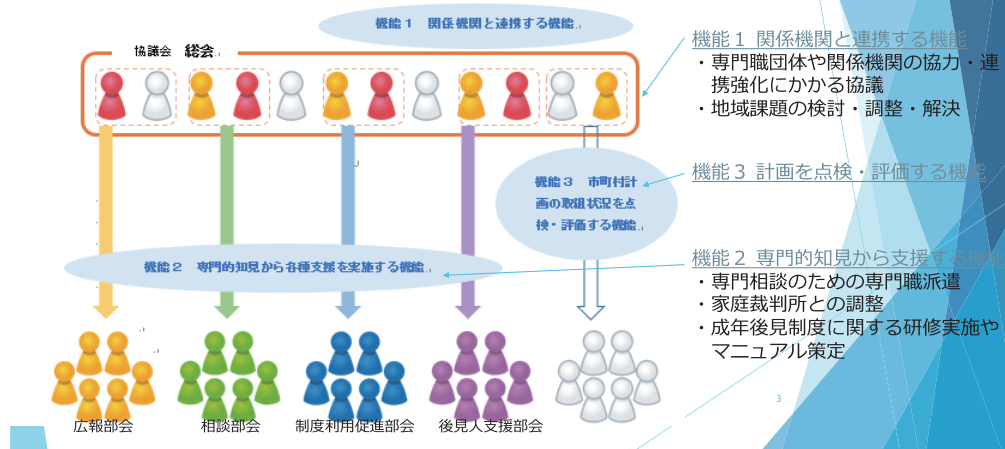
派遣を依頼することができるようにしました。

この派遣型相談は、本人の意思決定支援の観点から、本人を中心とするチームに専門職が赴くという形で実施し（2日前までに予約すれば、登録された専門職の相談員が派遣されます）、会議は原則、本人が希望する場所で本人が出席して開催しています。

大阪市の権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージ



協議会の設置



3. 候補者検討会議（市長申立て案件の受任者調整）

制度利用促進部会の活動として、平成31年度から、市長申立て案件の全件について、候補者検討会議を開催し、受任調整の取組みを始めています。

候補者検討会議は、その事務局を行政（市福祉局）が担い、センター（市民後見人の養成・支援

機関）と三専門職団体が構成員となり、必要に応じて、申立を行う区役所や地域包括支援センター等地域の相談支援機関がオブザーバー参加して毎週水曜日に開催しています。市長申立て件数や緊急性等に応じて、毎回6件程度の案件を検討しています。

なお、候補者検討会議においては、本人が抱える課題等に対応した適切な後見人候補者や支援方針等を検討し、その検討結果に沿ってセンターや各専門職団体が選定した具体的な候補者を、市長申立てに並行して事務局から家庭裁判所にソーシャルレポートとして報告しています。

担当者より

広報部会の成果物として、相談支援機関向けに高齢者・障がい者別の制度周知パンフレットを作成しました。

また、金融機関設置用の相談窓口案内リーフレットを作成し、協議会の構成員である金融機関の関係団体を通じて配布・活用いただいています。幅広い関係団体が参画する地域連携ネットワークを活用することで、地域における権利擁護支援を進めることができた取組み成果です。

従来センターは、成年後見制度の広報啓発、相談や市民後見人の養成・支援等を実施してきましたが、中核機関化に伴い機能を強化・拡充し、これらの機能を網羅的に行うことができる体制を強化しました。制度利用促進においてセンターが培ってきたノウハウを活かし、大阪市域における中核機関として機能を発揮できるよう、行政、市社協、専門職が協働し、家庭裁判所とも連携しながら取り組んでいます。



■参考URL 連絡先

大阪市 福祉局 生活福祉部 地域福祉課
06-6208-7974

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	兵庫県たつの市、赤穂市、相生市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町	区分	広域・委託（社協）
キーワード	市民後見人		

4市3町の連携による市民後見人の養成

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	257,095人
面 積	1,567.06km ²
高齢化率	32.9%
地域包括支援センター	7か所
日常生活自立支援事業利用者数	86人
障害者相談支援事業所	20か所
療育手帳所持者数	2,669人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	1,399人

（2018年度末時点、利用者は2018年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
478人	380人	71人	23人	4人

（2019年7月31日時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	10件	6件	5件	2件
内 高 齢 者	9件	5件	3件	2件
内 障 害 者	1件	1件	2件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
61人	2人	0人	0人

（2018年度末時点）

3. 事例のポイント

▶広域整備への手順

4市3町が連携するために、連絡会、設立準備委員会を立ち上げ、メリット・デメリットと対応策を含め情報共有。

▶広域整備のデメリットの軽減策

広域整備によるデメリット（センターまで遠く時間がかかる等）を、市町による一次相談、センターによる二次相談という2段階の相談体制や、研修実施会場の持ち回り方式等により軽減。

▶センターの委託先は1社協に

設立準備委員会では、センターの委託先についても議論。業務内容や配置されている職員の属性等を踏まえ、1社協に委託することが望ましいと結論づけた。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	アセスメント・ 窓口周知 広報・相談、 相談受付の工夫
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議 推薦 後見人候補者
市民後見人養成	市民後見人養成
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	個人情報 意思決定支援
連携	都道府県等との 協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 家裁との連携
不正防止（効果）	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2011（H23）年	西播磨4市3町の担当者と会議 権利擁護の広域での体制整備について協議。
2012（H24）年	西播磨圏域における市民後見担当者連絡会を立上げ。 Point 1 2か月に1回非公式で広域での体制整備のための連絡会を開催。
2014（H26）年	西播磨成年後見支援センター設立準備委員会を立上げ。
2015（H27）年	西播磨における後見等に係る体制の整備に関する意見書（まとめ）を4市3町に提出。 Point 2
2016（H28）年	（4月）4市3町とたつの市社協とで委託契約を締結。 （5月）西播磨成年後見支援センター設立。
2017（H29）年	初の市民後見人選任。



POINT

Point 1

H24年、市民後見担当者連絡会を立ち上げ、はじめは県、県社協も交えて、勉強会、視察を実施しました。その後担当者レベルの「作業部会」で課題を整理、管理職を加えた「全体会」で課題について管理職へ発表…という行程を交互に行い、広域実施のメリット・デメリット、センターの必要性和イメージの共有を図りました。

Point 2

4市3町は設立準備委員会から提出された意見書を受けて、センター設立に向けて目的／事業内容／事業の実施方法（委託先・呼称）／経費の負担（均等割・人口割）等についての協定書を締結しました。

市民後見人の養成・支援に取りくんできっかけを教えてください

ちょうど2010（H22）年頃、2025年問題がテーマとなっており、認知症高齢者の急激な増加が予想されていました。今後成年後見制度を必要とする方が増加することを考え、大阪市内における市民後見人の養成・活動支援の取組を視察しました。

その結果、増加するニーズに対し、専門職だけに頼るのではなく、市民後見人による身上監護の側面に配慮した手厚い支援があると、より制度を必要とする方のニーズに対応できるのではないか、と考えたことがきっかけです。



Ⅲ. 西播磨における体制の特徴について

1. 広域の中核機関の体制づくり

成年後見に関する西播磨地域の取組としては、2011（H23）年、たつの市で最初に市民後見人の養成研修を始めたことが端緒となります。市民後見人養成研修は成年後見制度の市民に対する普及啓発という意味合いもありましたが、同時に、兵庫県他市町においても同様の市民後見人養成研修の広がりがみられました。

同時期、太子町では、自治体だけでの権利擁護支援に限界があることから、大阪市の身近な地域で市民後見人養成を目指す取組を参考とし、太子町での実現を検討しました。しかし、町単独では養成後の支援体制を整備することが困難なことから、たつの市に広域での市民後見人養成研修の実施を打診したのが連携のきっかけとなりました。そして、近隣で同様の課題を持つ市町にも声をかけ、西播磨7市町で連携して成年後見に関する取組みを協議する「連絡会」を開始しました。

■広域事業のメリット・デメリットを整理

連絡会において広域で成年後見センターの設置

や事業実施にかかるメリット・デメリットを議論した結果、メリットとして、財政負担、サービスの均一化、情報・ノウハウ・経験の共有化、専門職の人材確保等が可能となることがあげられました。一方、デメリットとして、活動範囲が広いことによる職員の移動、研修開催地と受講者の居住地との距離等があげられています。

これに対しては、一次相談窓口は各市町で行い、困難又は専門性を要する内容については広域のセンターで対応すること、市民後見人養成研修の開催地は年度ごとに持ち回りにする等の方向が整理されました。

■設立準備委員会

連絡会における協議を受け、2014（H26）年度には「後見センター設立準備委員会」を設置、専門職団体と、オブザーバーに県高齢福祉課、県社協、家裁を迎え、2年間かけてセンターの業務内容や体制、市民後見人の養成とその支援体制に関する検討を行いました。

センターの委託先は、「福祉サービス利用援助事業を展開し、その取組の一環として成年後見制度の利用に係る相談支援にも携わる中で、権利擁護の取組に精通した職員が配置されることから、社会福祉協議会に設置することが望ましい」との指摘があり、西播磨地域のほぼ中心に位置するたつの市社協に委託することとなりました。

西播磨成年後見支援センター設立準備委員会

- ・予算は市民後見推進事業において、たつの市が一括して要求。
- ・準備委員会の開催前月に、市町担当者で打合せを行う。

平成26年度		内 容
第1回	5月27日（火）	準備委員会設置の経緯と規約 市民後見人養成等に係る考え方
第2回	7月29日（火）	センターのイメージの共有、センターの業務内容 センターのイメージの共有（まとめ）
第3回	9月30日（火）	市民後見人養成講座及びカリキュラム センター設立案
第4回	11月25日（火）	法人後見、専門職後見、市民後見人の役割 センター委託に係る社会福祉協議会の手続き ※たつの市社会福祉協議会が受託することに合意
第5回	1月27日（火）	センター設立案（報告まとめ）
第6回	2月23日（月）	センター設立案（中間報告）
平成27年度		内 容
第1回	5月26日（火）	委託金の按分方法、センター仮称 センター設立に向けた検討報告書（仮称）の内容、センター運営協議会 ※4市3町がたつの市社会福祉協議会へ事業として委託することを説明
第2回	7月28日（火）	準備委員会報告書
第3回	9月2日（水）	西播磨における後見等に係る体制の整備に関する意見書（まとめ）

■西播磨成年後見支援センターの設立

現在4市3町は、たつの市社協と2016年に締結した協定のほかに、毎年個別に社協と委託契約を結び、たつの市社協に西播磨成年後見支援センターを整備しています。なお、財政措置においては、今後実情に応じて変更する可能性も踏まえながら、当初は均等割と人口割それぞれ5割という設定となりました。

たつの市社協も、「センターを受託し、通常よりも業務の幅が広がることで、社協としての専門性がより深まれば」という思いより受託しています。



財政措置

- ・法人後見・市民後見推進事業（地域医療介護総合確保基金による事業）を活用。
- ・対象外経費については、各市町の一般財源を投入。
- ・各市町の按分は、均等割（5割）と人口割（5割）

2. 市民後見人に関する業務について

市民後見人の養成・支援に関するセンターの業務としては、以下の5点が位置付けられています。

①市民後見人の養成

県の養成手引きを参考に基礎研修3日間、実践活動研修5日間、フォローアップ研修3日間のセットを年1回実施。

②市民後見人人材バンクの管理・運営

研修修了後、市民後見人としての資質があるか面接。また毎年市民後見人としての活動ができる状態を確認。あわせて年1回市民後見人及びその候補者との交流会を実施。

③市民後見人の監督、専門職との連絡調整

市民後見人の監督業務を社協が担う。選任初年

の半年間は、2週間に1回程度面接を実施。（半年経過後、被後見人が落ち着いたと判断した場合は月1回）。判断に迷う案件については、随時専門職へ連絡をとり対応。

④市民後見人の活動支援

市民後見人がスムーズに活動できるよう、マニュアルを作成、専門職を含めた支援体制を整備。

センターでは1年目に市民後見人向けマニュアルやパンフレットを制作する等、初年度の広報に特に力を入れた。

⑤受任調整会議

市民後見人の受任案件可否かを決定するため、関係者を招集し、会議を開催。

担当者より

4市3町の担当者協議を通じて、地域性も違い、住民の思いも異なる中で、それぞれの地域で同じような思いを持っている職員がこれだけいる、ということがわかり、「一緒にやっこう、頑張ろう」という気持ちがわきました。

また、いろいろな情報を寄せて頂き、協議を通じて自分自身のノウハウも蓄積されました。そのネットワーク自体が財産です。



■参考URL 連絡先

たつの市社会福祉協議会 西播磨成年後見支援センター
TEL：0791-72-7294
URL：http://tatsuno.sakura.ne.jp/

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40%未満	30～35%未満	25～30%未満	20～25%未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	兵庫県芦屋市	区分	単独・委託 (社協・NPOの共同受託)
キーワード	既存機関の活用、市民後見人の養成、協議会の設置		

10年来権利擁護の理念を追求した取組

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	95,488人
面 積	18.57km ²
高齢化率	28.8%
地域包括支援センター	4か所
日常生活自立支援事業利用者数	40人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	599人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	587人

(2018年度末時点、利用者数は2018年度実績)



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
190人	128人	47人	13人	2人

(2019年7月31日時点)

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	4件	4件	1件	0件
内 高 齢 者	4件	3件	1件	0件
障 害 者	0件	1件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
245人	1人	5人	5人

(2018年度末時点)

3. 事例のポイント

▶権利擁護支援センターを中核機関として位置づけ

成年後見に加え、虐待対応等を含め、広く権利擁護全般を支援する機能を重視し、2010年に権利擁護支援センターを設立。国が求めている「中核機関」の機能をセンターが果たしていると考えられたことから、センターを中核機関として位置づけた。

▶地域の権利擁護活動への市民参加の

きっかけとなる研修を展開

地域の中で権利擁護に関する意識を持ち一緒に活動する市民の方を増やそうという目的で「権利擁護支援者養成研修」を開催。

市民後見人としての受任は、研修修了後の活動メニューの一部という位置づけ。

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	窓ロ周知 広報・相談
調整	他制度との連携 相談受付の工夫
市町村長申立	受任調整会議
市民後見人養成	推薦 後見人候補者
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 個人情報の
連携	協議体、合議体 の設置
連携	当事者団体との 連携
不正防止(効果)	専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2005（H17）年	関係者に「虐待に関するアンケート調査」を実施
2008（H20）年	関係者に「権利擁護に関するアンケート調査」を実施 Point 1
2010（H22）年	権利擁護支援センターを立ち上げ（NPO法人PASネットに委託） Point 2
2015（H27）年	市民後見人の推薦システム構築に関するプロジェクトチーム設置 権利擁護支援センターの業務を社会福祉協議会、NPO法人PASネットに委託
2016（H28）年	市民後見人候補者登録基準、受任の目安、受任フロー（受任調整会議）、市民後見人活動マニュアルの策定
2018（H30）年	市民後見人選任



POINT

Point 1

高齢者虐待防止法の制定以前、高齢者虐待の案件は在宅介護支援センターが対応していました。しかし、対応に苦慮することも多かったことから、地域における高齢者を取り巻く状況を把握し、その実態や課題を踏まえて対応策を講ずるため、2005（H17）年と2008（H20）年に高齢者の支援等に携わる関係者に対してアンケート調査を実施しました。その結果、

- ①支援を必要とする高齢者の早期発見
- ②高齢者虐待潜在化と顕在化した虐待への対応
- ③多問題複合支援ニーズを抱えた世帯への支援体制の強化

という3つの課題が明確になりました。

こうした課題を踏まえ、専門的な知識・経験を有する職員の確保などを含め、適切な相談対応を行うために必要な人員・組織体制の整備に向けた検討・協議が始まりました。

Point 2

NPO法人PASネット等の関係者との協議を重ねる中で、アンケートで見えた課題等に対応する

ためには、成年後見制度の利用のみならず、権利擁護全般を支援する機能をもったセンターを整備すべきであるという方向性が見えてきました。これを受け、2010（H22）年にNPO法人PASネットに委託する形で、権利擁護支援センターが立ち上がりました。また2015（H27）年からは社会福祉協議会とNPO法人PASネットに委託しています。

権利擁護支援センターは中核機関の機能を満たしているでしょうか？

芦屋市権利擁護支援センターは、元々、支援が必要な高齢者や障がいのある人への対応などの地域の権利擁護ニーズに応じていくために設置されたものでした。地域での活動を続けていく中で、様々な機能・役割を担うようになっていきましたが、その中には、2017年にできた国基本計画に掲げられている中核機関の機能・役割と重複しているものも多く、今後、地域において成年後見制度の適切な利用促進を図っていくためにも、中核機関として位置付けることとしました。

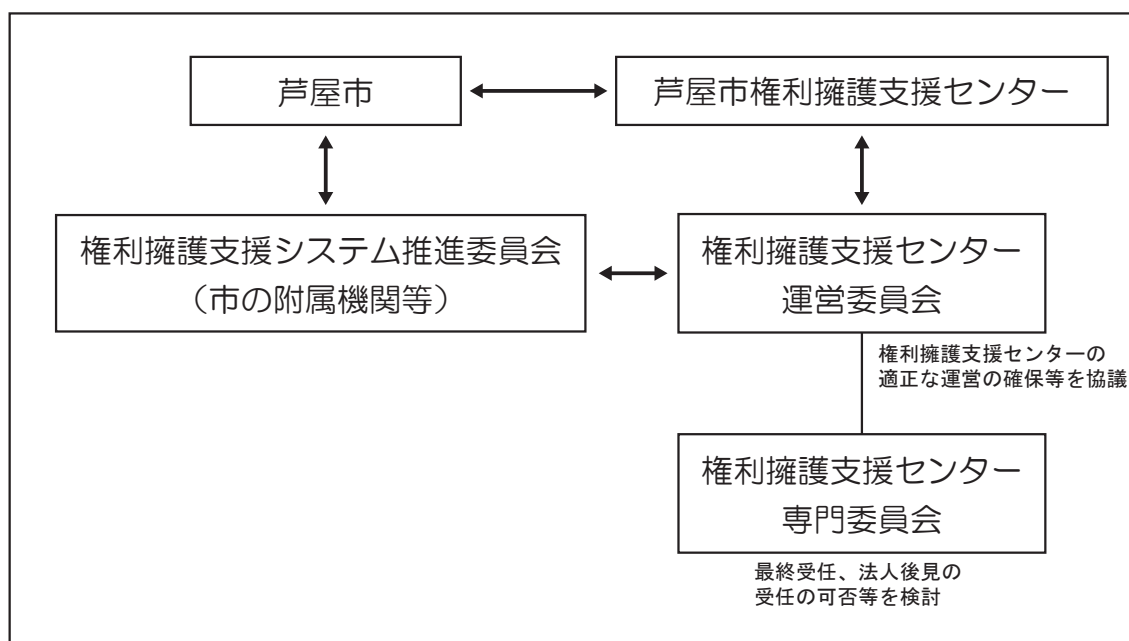


Ⅲ. 芦屋市における体制の特徴について

1. 中核機関の運営体制について

芦屋市権利擁護支援センターの運営については、市の附属機関等である「権利擁護支援システム推進委員会」の設置により、地域における権利擁護支援システムの推進と検討等を行っているほか、権利擁護支援センター事業の適正な運営の確保等を目的とする「権利擁護支援センター運営委員会」が設置されています。

また、法人後見の受任の可否等を検討する「権利擁護支援センター専門委員会」が設置されており、弁護士、社会福祉士、医師等が参加して、受任調整が生じたときに開催されています。



2. 市民後見人の養成について

芦屋市では、地域住民に権利擁護に対する認識を深めてもらい、地域での見守りや権利擁護に関する活動に携わる市民を増やす目的で、「権利擁護支援者養成研修」を実施しており、本研修を市民後見人の養成としても位置付けています。

受講修了者の多くは「権利擁護支援者人材バンク」に登録し、地域において種々の権利擁護支援に関する活動に携わっています。

※人材バンク（78人）（H31.3.31時点）

※介護相談員派遣事業（43人）（H31.3.31時点）。

3. 市職員を対象とした「権利擁護研修」

センターでは、毎年市の職員向けの権利擁護研修を実施しており、特に福祉関係部門に異動してきた職員等は、権利擁護に関する基本的な考え方を本研修で学びます。

研修は、本人を中心とした支援、本人の意思の尊重等、権利擁護の理念や考え方を基盤に据えた内容となっています。根幹の理解が不十分では制度を知っていても、本人のための支援、あるいは意思決定支援にまで意識が届かないと考えるため

です。

なお、権利擁護支援者養成研修のカリキュラムについても、同様の観点で構成しています。本人支援のためには制度を理解することも必要ですが、適切な権利擁護支援を行うためには、基本となる理念・考え方について理解を深めることが大事であると考えています。

4. 庁内の職員配置の工夫による「トータルサポート」

芦屋市では、縦割り行政の弊害を解消し、制度横断的な庁内連携により、必要な人に適切な支援が届くよう、「トータルサポート」という仕組みを導入しています。具体的には保健師を2つの部署の兼務職員（地域福祉課と高齢介護課等）とし

て配置し、部署横断的な対応や制度の狭間支援を必要とする複合支援に際し、各所管や関係機関が支援をすすめるための機関間調整や専門的支援を行っています。

担当者より

権利擁護支援センターの設置により、行政職員や専門職全体も、権利擁護意識の底上げにつながったと思います。また、十分に手が回っていなかった虐待対応などについてもシステム化され、関係部局・関係機関の連携がスムーズになったり、チームアプローチといった考え方も根付いてきたと感じています。



■参考URL 連絡先

芦屋市福祉部地域福祉課地域福祉係
TEL：0797-38-2040

芦屋市権利擁護支援センター
TEL：0797-31-0682

URL：http://www.city.ashiya.lg.jp/fukushi/kennriyogo.html

政令市・特別区	市 20万人以上	市 10万人以上	市 10万人未満	町村	40%以上	35～40% 未満	30～35% 未満	25～30% 未満	20～25% 未満	20%未満
人 口					高齢化率（65歳以上人口割合）					

自治体名	和歌山県白浜町	区分	単独・直営＋委託（社協）
キーワード	町単独による中核機関整備、既存機関の活用、自治体と社協の連携		

行政と社協の連携による「機能分散型中核機関」の取組

I. 概 要

1. 自治体概要

人 口	21,448人
面 積	200.98km ²
高齢化率	37.4%
地域包括支援センター	1か所
日常生活自立支援事業利用者数	35人
障害者相談支援事業所	7か所
療育手帳所持者数	258人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	210人

（2018年度末時点、利用者数は2018年度実績）



2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
43人	27人	10人	3人	3人

（2018年4月11日時点）

②市長申立て件数

年 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件 数	0件	0件	0件	0件
内 高 齢 者	0件	0件	0件	0件
内 障 害 者	0件	0件	0件	0件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	0人

（2018年度末時点）

3. 事例のポイント

▶町単独・行政と社協の「機能分散型」による

中核機関

町と町社協を合わせて中核機関に位置づけ（「機能分散型中核機関」）、内容や必要性に応じ、連携対応や分担を行う。

▶まずは中核機関を立ち上げ、

広報・啓発機能を展開

どこに住んでいても権利擁護支援が届くような体制を整えるため、まず中核機関の整備に着手、広報・啓発機能から取組を開始。

▶既存の会議に受任調整機能を追加

町長申立案件の候補者の選定について、虐待対応の「コアメンバー会議」に調整機能を追加

既存機関の活用	計画の策定
条例の制定	取組 定住自立圏域
支援検討	広報・相談、 窓口周知
調整	相談受付の工夫 受任調整会議
市町村長申立	推薦 後見人候補者
市民後見人養成	親族申立の 相談・支援
法人後見	親族申立の 相談・支援
活用	補助・保佐の 親族後見人支援
任意後見制度	モニタリング・ バックアップ
取り扱い	意思決定支援 協議体、合議体
連携	都道府県等との 連携
連携	当事者団体との 連携
不正防止（効果）	家裁との連携 専門職団体との 連携

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要
2014 (H26) 年 2 月	モデル事業（安心生活創造推進事業補助金）を活用して「成年後見支援センター」を設置し、運営を白浜町社会福祉協議会に委託。 Point 1
2015 (H27) 年 4 月	モデル事業廃止に伴い、地方創生先行型交付金により事業継続。
2016 (H28) 年 4 月	補助要件から外れたため「成年後見支援センター」の委託は行わず、社会福祉協議会の本来業務である総合相談の一環により、法人後見業務を含め「権利擁護」に関する相談援助業務を実施。
2019 (H31) 年 12 月	障害者総合支援法／地域生活支援事業／成年後見制度普及啓発事業により、広報・啓発機能を委託（行政と合わせ中核機関として位置づける）。
2021 (R3) 年	第4期地域福祉計画に包含する市町村計画のためのニーズ調査実施（予定）。 Point 2



POINT

Point 1

成年後見に関する取組を早い段階から進めてきたため、既存の仕組みがありました。具体的には、2013（H25）年頃から行政と社協の間で成年後見支援センターの立ち上げについての協議を行っていました。

2014（H26）年に国のモデル事業に関わり、白浜町がセンターを設置し、社協に運営を委託するという形でセンターの立ち上げを行いました。

当時は、社協が法人後見を実施していましたが、1 法人では受任件数等も限られ、受け皿不足が見込まれました。そのため、障害、高齢の分野横断的に支援できるような体制づくりをめざしてこのセンター構想が立ち上がりました。

Point 2

市町村計画の策定は、第4期地域福祉計画の中に入れ込む予定です。

計画策定に向け、2021（R3）年に後見ニーズについての調査を実施し、計画に反映させていくことを考えています。また、サービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームが増加する中、介護支援専門員等にアンケート調査等を実施する必要があると考えています。

中核機関における相談対応について おしえてください

はじめから成年後見の相談があるわけではなく、介護保険の申請の機会等に、認知症の症状があることを把握し、成年後見の検討が必要、と結びつくようなケースが多いです。

担当職員（町役場3名・町社協3名の社会福祉士・精神保健福祉士等）が相談に対応するとともに、成年後見制度に関するスキルアップを図っています。

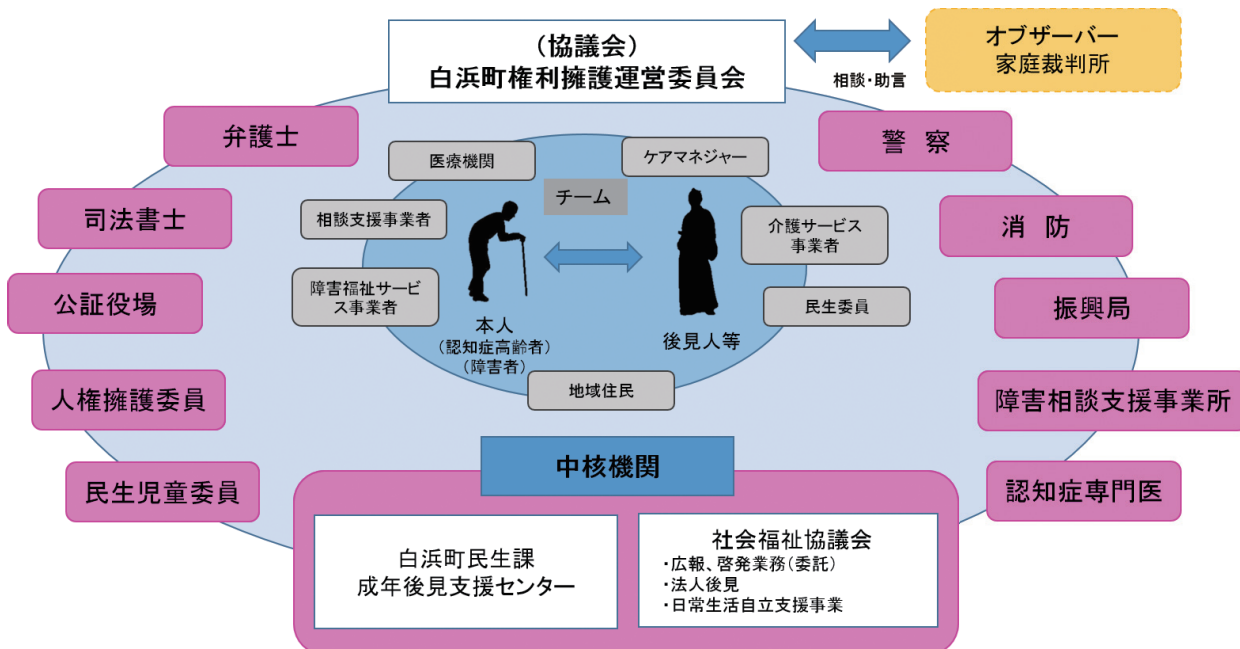


Ⅲ. 白浜町における体制の特徴について

1. 中核機関の体制

2014（H26）年に協議会を設置しました。当時は、成年後見支援センターを整備、社協が受託し、センターの運用を協議する協議会と、虐待防止ネットワーク会議を兼ねた協議会がありました。平成30年度にはそれらを成年後見制度の利用促進に向けた協議会という位置付けに改変しました。

協議会には弁護士会、司法書士会、公証役場、人権擁護団体のほか、警察、消防等も参加しています。また、県、障害者関係の事業者等で組織された委員会からも参加しています。また、2018（H30）年度からはオブザーバーという形で家庭裁判所が協議会に参加しています。



出典：白浜町における「後見制度の利用促進に関する取り組み」の資料より

2. 市民後見人の養成について

2013（H25）年に和歌山県社協が県からの委託で、社会貢献型の市民後見人養成講座を開始しました。白浜町からも町民数名に加えて社協職員が本研修を受講し、修了しました。そのうち町民5名は現在、日常生活自立支援事業の支援員をしています。

和歌山県の養成講座は2018（H30）年度で終了となりました。厚生労働省のカリキュラムに基づく市民後見人の養成を市町村単位で実施するのは、講師の確保等の関係から難しいと考えており、県による養成講座の再開を要望しています。

3. 「機能分散型」の中核機関について

白浜町では、行政と社協の両方を中核機関として位置付け、双方が役割分担をして中核機関の機能を担う「機能分散型」として整備しました。「広報機能」、「相談機能」に関しては、行政と社協がそれぞれ実施しています。「利用促進機能」（受任調整・マッチング）に関しては、町長申立案件について、候補者の選定を虐待対応の「コア

メンバー会議」にて検討しています。社協の法人後見の受任が考えられるケースにおいては、社協も同席しています。

また、困難ケースに関しては、1. 記載の協議会（権利擁護運営委員会）（専門部会）に相談・助言を依頼し、弁護士会、司法書士会の協力を得ています。

中核機関(地域連携ネットワーク事務局)	
民生課(高齢:包括、障害:福祉係) (成年後見支援センター)	白浜町社会福祉協議会
③ 利用促進機能(受任調整・マッチング) ※市町村申立て案件について申立決定、候補者選定をコアメンバー会議(虐待対応)で検討 ※法人後見受任ケースにおいては社会福祉協議会にも同席を依頼 ※困難ケースに関しては協議会(権利擁護運営委員会)(専門部会)に相談・助言を依頼	
① 広報機能 ② 相談機能 ④ 後見人支援機能(市民後見、親族後見) 成年後見制度利用支援事業(町長申立、報酬助成)	① 広報機能 ② 相談機能 ④ 後見人支援機能(市民後見、親族後見) 法人後見業務 日常生活自立支援事業

※ ①～④の機能は国基本計画における中核機関の4つの支援機能

出典：白浜町における「成年後見制度の利用促進に関する取り組み」の資料より

担当者より

白浜町では既存の仕組みを活用したので、中核機関の立ち上げはそれほど苦しみませんでした。難しく考えすぎず、既存の権利擁護関係の取組をスライドすることや、まずは立ち上げてみて、その後で段階的に整備を進めることを検討すればよいのではないのでしょうか。

町としてよかったことは、社協との連携が強まったこと、制度周知を図ってきた成果として親族や地域の支援者の方々からの相談が増えてきたことが挙げられます。相談件数のうち高齢の部分だけでも2018年の約50%増となっています。これまで後見が必要だけでも使えてなかった方々を支援につなぐことができてきているのではないかと思います。市町村長申し立ても、ここ数年は申立実績がありませんでしたが、2019年度には高齢で2件、障害で1件の申立ての準備を進めているところです。



■参考URL 連絡先

白浜町民生課地域包括支援センター
TEL：0739-43-6596

白浜町社会福祉協議会 白浜本部
TEL：0739-45-2711



包括的な支援体制の構築と権利擁護支援

同志社大学 社会学部

教授 永田 祐

日本では、近年、家族の規模が縮小し、職住分離がますます進み、グローバル化によって雇用環境が大きく変化する中で、家族に頼れない人が増加し、地域社会のつながりは希薄化し、日本型雇用と呼ばれる雇用慣行は衰退している。結果として、家族、地域、企業といった中間集団に頼れない人や世帯の社会的孤立が深刻化し、複数の不利が重なることで社会の周縁に追いつまされてしまう社会的排除の問題が顕在化している。例えば、8050世帯といわれるような高齢者と同居する子世代に長期失業やひきこもり、生活困窮といった問題があり、親の年金に頼って暮らしている世帯や、いわゆるダブルケアといわれるような子どもの育児と親の介護が同時に必要になって、介護離職を迫られる状況など、一つの世帯の中で複数の問題が折り重なって、生活に困窮したり、またそれが容易に予見されるような世帯の問題が増加している。これらの課題は、家族や地域社会、企業といったこれまで日本の社会保障や社会福祉の前提となってきた中間集団の弱体化という社会変動の中で、必然的に生み出されていると考えるべきだろう。

こうした課題を背景に、2017年に社会福祉法が改正され、2018年から施行された。改正社会福祉法は、市町村に包括的な支援体制の整備を求め、現在、市町村は、新設された106条の3の規定に基づいて、①「住民に身近な圏域」において、地域住民等が主体的に地域生活課題を把握し解決を試みることができる環境の整備、②「住民に身近な圏域」において、地域生活課題に関する相談を包括的に受け止める体制の整備、③多機関の協働

による包括的な相談支援体制の構築を、包括的な支援体制として一体的に整備していくことが求められている。

ところで、成年後見制度の利用促進とこの包括的な支援体制の構築は、全く別個に推進していくものだろうか。通常、各種相談にあがってくる課題は、「からみあって」おり、例えば、成年後見制度の利用だけに特化したニーズや相談だけではない。複雑な課題を解きほぐしていく中で、一つの手段として成年後見制度の利用が浮かび上がってくると考えるのが現場の実体なはずである。また、そもそも制度のはざまや複合的な課題を抱えた世帯や個人は、多くの場合、権利擁護ニーズを抱えている。だとすれば、中核機関や協議会の整備、地域連携ネットワークの構築は、包括的な支援体制の構築と併せて検討する必要がある、そのためには、庁内連携や関係者との連携を密にして協議を重ねることが不可欠になる。

このことを負担として考える必要はない。包括的な支援体制が構築できていれば、ある意味で地域連携ネットワークは、そこに不足している関係者を加えれば良いだけであり、市町村によっては、看板はなくても国が求める機能はすでに具備しているというところもある。

福祉政策は、国の様々な施策を市町村が加工して、相互に浸透させることで、独自の包括的な支援体制を構築していく時代になった。この事例集も、「部品の組み立て方」だけでなく、「全体像の描き方」に着目してみたい。ただ、これが必要ではないかと思う。



医療関係者との連携

千葉大学社会精神保健教育研究センター

教授 五十嵐 禎人

本人の身上配慮義務がある成年後見人等にとって、利用者にとって必要な医療を確保することは重要な責務である。そのためには医療関係者と連携することが必要である。介護保険制度では要介護認定の資料とされる主治医意見書が、障害者総合支援法では障害支援程度区分認定の資料とされる医師意見書が必要とされており、利用者がこれらのサービスを受けるためにも、医療関係者との連携が必要となる。

医療関係者との連携は、本人の判断能力の維持のためにも有用である。たとえば、利用者が統合失調症に罹患している場合を考えてみよう。統合失調症の人の行動や判断は病状に大きく影響される。病状の悪化は、判断能力の低下や病識欠如による治療拒否につながることがあり、適切な治療的介入を行わないと、自殺や他害行為につながることもあり得る。しかし、精神科病院への強制入院も含む病状に応じた適切な精神科治療を受けることにより、病状が改善し、治療の必要性を理解できるようになる。統合失調症の人が、地域で安定した生活を送るためには、継続的に医師の診察を受け、病状のモニタリングや薬物療法の調整を受けることが必要である。成年後見人・保佐人は、家族等として、精神保健福祉法の医療保護入院に同意する権限を有しており、利用者にとって必要な医療を確保す

るためにも、医療関係者との連絡・連携を密にする必要がある。このように判断能力低下の原因となった病気に対して適切な医療を継続的に行うことは、本人の病状の安定や判断能力の維持につながるものであり、医療関係者との連携は、本人の権利擁護という観点からも重要である。

成年後見制度の手続きでは、本人の事理弁識能力に関する医師の鑑定・診断が必要とされている。こうした鑑定・診断を円滑に行うためにも医療関係者との連携は重要である。新たに「本人情報シート」が導入され、鑑定・診断にあたり医師は、本人情報シートの情報を活用することが期待されている。本人情報シートは、本人の日常生活や社会状況に関する客観的な情報を医師や裁判所に伝えるために、本人を身近で支援する社会福祉士等の専門職が作成するものである。本人情報シートが医師によって活用されるためには、記載内容の客観性、中立性、信頼性が担保されていることが重要であり、記載する専門職の専門性や倫理が問われることになる。真に自己決定支援のための成年後見制度となるためには、本人情報シートを記載する専門職は、支援する側の論理ではなく、自己決定支援の意義や意味を十分に理解したうえで、その作成にあたる必要があるといえよう。



中核機関における弁護士の役割

弁護士 福島 健太

権利擁護支援のための中核機関を設置し、権利擁護支援活動を実践していくためには専門職の関与が必須であり、その中でも弁護士は、具体的事案での助言などの対応や中核機関の体制構築において、大きな役割を果たすと考えております。

支援が必要な事案において、虐待事案での分離の有無、成年後見制度の申立手続きや市町村長申立てをすべきか否かなど法的対応が必要な場面は少なくありません。そういった事例においては、弁護士から法的視点に基づく助言を受けることにより、中核機関として適切な対応を行うことが可能となります。そこで、定期的な専門相談の実施や個別事案への受任などにおいて、弁護士へ依頼することができるように、予め弁護士会と協議するなどしていただければと思っております。

また、弁護士会はこれまで家庭裁判所や行政の担当部局などの関係機関との間で成年後見制度の運用や虐待対応等について協議を重ねてまいりました。このため、成年後見制度における不祥事防止など適切に対応するための体制や虐待事案に迅速かつ適切に対応することができる体制など、権利擁護支援活動を行うために必要な体制をどのように構築すべきかについて、一定の知識や経験を有しています。そこで、具体的な事案への対応だけでなく、中核機関の体制を構築していく場面にお

いても、運営委員会への選任など弁護士が関与できるようにしていただければと思います。

このように、中核機関の運営等において弁護士が果たすべき役割は色々ありますが、依頼できる弁護士がいないなど、実際に弁護士へ依頼をするためにはどうすれば良いのか悩まれている方もおられるかもしれません。そこで、その具体的方法の一例を示させていただきます。

弁護士会は各都道府県に1つ以上がありますので、皆さんのお近くの弁護士会に対し、運営委員会などへ就任する弁護士の派遣依頼を行っていただければ、弁護士会より弁護士を推薦させていただきます。また、研修等の講師派遣を依頼して頂ければ、内容に応じて適切な弁護士を派遣させていただきますので、弁護士と顔をみえる関係を構築することが可能になります。

各地域によって弁護士との関わり方は様々なと思いますが、弁護士は中核機関の運営に助力させて頂けるとしますので、積極的に弁護士へお声掛けください。

ポイント解説

中核機関を広域設置するときのパターン

中核機関の設置に際して、単独自治体で整備するのか、複数の自治体が連携して整備するのか、あるいは、単独整備と広域連携を組み合わせる等多様な整備のパターンがあります。

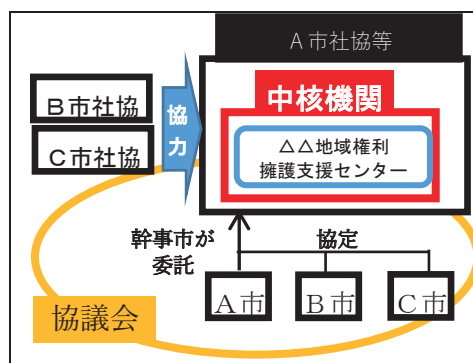
このポイント解説では、事例集で取り上げている整備パターンを整理します。

1 複数市町村が「広域」で委託

(1) 幹事自治体の委託

複数の市町村が協定を締結し、幹事を決め、幹事自治体が社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。

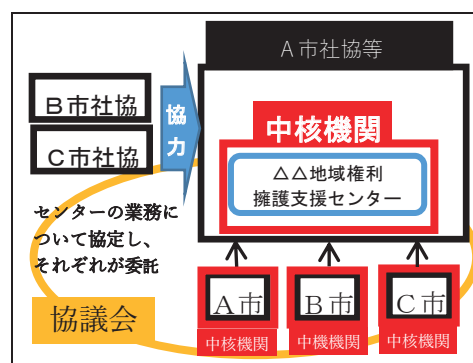
定住自立圏の枠組を活用した取組では、定住自立圏における「中心市」が委託を行うパターンがみられます。



事例 P.31旭川市、P.119飯田市、等

(2) 各市町村が委託

複数の市町村が協定を締結し、それぞれ、社会福祉協議会・NPO、一般社団法人等に中核機関を委託する場合があります。



事例 P.43釜石市・遠野市・大槌町、
P.115伊那市他、等

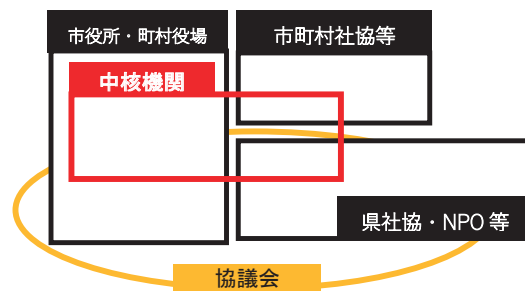
複数市町村の委託による広域整備の場合、中核機関を広域で一か所とする場合（パターン4の(1)）と、一時相談を担当する各市町村の窓口も中核機関とする場合（パターン4の(2)）があります。この組み合わせが逆になることも想定されます。

2 その他の広域連携

(1) 機能分散型

役所直営に加えて、市町村社協、さらに県社協や広域NPO等への委託により、機能を分散させて中核機関を整備しているパターンがあります。

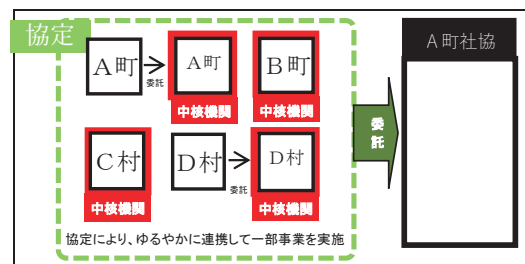
この場合、県社協や広域NPOに委託する機能を近隣市町村とシェアしていることもあります。



事例 P.79志木市、P.223三豊市 等

(2) 緩やかな連携

各市町村でそれぞれが中核機関の整備を行いつつ、単独自治体では行いにくい特定の事業のみを共同で実施する協定を期間限定で締結し、社会福祉協議会やNPO・一般社団法人等に委託する、緩やかな連携パターンがあります。



事例 P.27京極町 等

「定住自立圏」とは

「市町村の主体的取組として、『中心市』の都市機能と『近隣市町村』の農林水産業、自然環境、歴史、文化など、それぞれの魅力を活用して、NPOや企業といった民間の担い手を含め、相互に役割分担し、連携・協力することにより、地域住民のいのちと暮らしを守るため圏域全体で必要な生活機能を確保し、地方圏への人口定住を促進する政策」です。
(出典：総務省HP)

定住自立圏の自治体間協定に、成年後見に関する連携を位置づけている自治体もみられます。

